

北陸先端科学技術大学院大学と北陸先端科学技術大学院大学同窓会との
学生等個人情報の共同管理・利用に関する覚書

北陸先端科学技術大学院大学（以下「甲」という。）と北陸先端科学技術大学院大学同窓会（以下「乙」という。）は、甲及び乙がそれぞれ保有する甲の在学学生及び修了生（以下「学生等」という。）の個人情報（以下「学生等個人情報」という。）の管理・利用に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、学生等個人情報について、甲及び乙が共同で管理・利用することにより、統一性及び正確性を担保し、情報収集の効率化を図るとともに、相互の協力関係を発展させることを目的とする。

（学生等個人情報の範囲）

第2条 この覚書の対象となる学生等個人情報は、次のとおりとする。

- (1)学生番号
- (2)氏名（フリガナ）
- (3)生年月日
- (4)研究科・専攻・課程
- (5)学系
- (6)所属研究室（主指導教員、主テーマ指導教員又は主任研究指導教員）
- (7)入学及び修了年月
- (8)連絡先現住所（郵便番号を含む。）
- (9)電話番号
- (10)E-mail アドレス
- (11)勤務先又は進学先（企業名/大学名）
- (12)緊急連絡（帰省）先
- (13)出身国（外国人の場合）

（学生等個人情報の提供）

第3条 甲及び乙は、組織として知り得た学生等個人情報を相互に提供する。

- 2 甲又は乙は、本人以外から学生等個人情報を得た場合は、本人に対し利用目的等必要な事項を提示し、承諾を得た上で、当該学生等個人情報を相手方に提供する。

（学生等個人情報の管理）

第4条 学生等個人情報の管理は、甲及び乙が共同で行う。

- 2 甲及び乙は、甲又は乙がそれぞれ定める個人情報管理規則又はプライバシーポリシーその他の個人情報保護に関する取扱いに基づき、学生等個人情報を適切に管理するものとする。
- 3 甲及び乙は、本覚書締結後速やかに、学生等個人情報の管理者を相手方へ報告しなければならない。

(学生等個人情報の利用)

- 第5条 学生等個人情報は、利用目的の範囲内において甲又は乙が実施する事業に利用することができる。ただし、学生等から甲及び乙のどちらか一方、あるいは双方への個人情報の利用を停止する旨の申出があった場合は、当該学生等個人情報は利用することができない。
- 2 甲及び乙は、前項ただし書きに規定する個人情報の利用停止の申出があった場合は、速やかにその旨を相手方に報告するものとする。

(責任の所在)

- 第6条 学生等個人情報の管理については、原則として、甲及び乙が共同で責任を負うものとする。
- 2 学生等個人情報の利用については、利用する側が責任を負うものとする。ただし、共同で事業等を行う場合及び一方が他方に事業等の実施を依頼した場合については、双方で責任を負うものとする。

(その他)

- 第7条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に疑義が生じたときは、甲及び乙で協議の上、これを解決するものとする。
- 第8条 平成29年3月30日に締結した個人情報の取扱いに関する覚書については、本覚書の締結をもって効力を失うものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 4年 3月24日

甲 北陸先端科学技術大学院大学

乙 北陸先端科学技術大学院大学同窓会

学長 寺野 稔

会長 橋本 昌嗣